

(答弁書第百十五号) 昭和二十二年十一月十八日配付

内閣参甲第一二七号

昭和二十二年十一月十四日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出小型水力発電所新設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出小型水力発電所新設に関する質問に対する答弁書

小水力発電所の建設は自家用若しくは一地方の需要に供するものについてはその建設主体についても法的に何等拘束されておらず、商工省としても河川の一貫開発上支障のないものは、これを許可したい方針であり、特に遊休機械を利用する地点等については実現させたいと考えている。唯現状においては発電所の新設に関しては資材その他の事情から困難な実情にある。